

報道機関各位

市営住宅使用料にかかる督促状の誤発送について

令和8年6月分市営住宅使用料において、一部の方に誤って督促状を発送するという事案が発生いたしました。

誤発送の対象となった皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1 事案の概要

(1) 対象

令和8年6月分 市営住宅使用料（納期限：令和8年6月30日）

(2) 誤発送の件数

175件

(3) 内容

督促状は、本来、納期限までに納付されていない方に送付するものです。

しかし今回、八幡東区で生活保護を受給され、保護費から直接家賃が納付されており（代理納付）、本来は督促の対象とならない方に督促状を発送したものです。

2 経緯

- ・令和8年7月21日（火）：督促状を発送。
- ・令和8年7月23日（木）正午ごろ：督促状を受け取った方から、北九州市へ「督促状が届いた」との問い合わせがあり、事案が発覚。これを受け、調査を実施し誤発送が判明。

3 原因

代理納付の方については、手作業でシステム上の「収納済の処理」を行う必要があります。

今回、八幡東区の対象者については、この処理が漏れたこと、及び処理後のチェック体制に不備があったことにより発生したものです。

今後は主担当者がシステム処理を実施した後、副担当者とともにシステム画面上で処理結果を確認し、再発防止に努めてまいります。

4 対象となった方へのご案内

対象者175名のうち104名に対しては、7月23日に電話にて説明済みです。連絡が取れなかった方に対しては7月24日以降、電話または個別訪問して説明する予定です。

また、誤って納付された方に対しては、納付した家賃の還付処理を行います。

【問合せ先】

都市整備局住宅部住宅管理課

電話 093-582-2556 担当：（課長）岩本 （係長）田代